

# 新規就農者への生活支援

## 今回のキャスト

社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代

隣の畑に新規就農者がやってくる。どうやら自然農法を試みるらしい。藤田社長も応援する気にはなっていないが……。

藤田 来年度から隣の農地に誰か新規就農するって話は聞いた？

千代 あ、地主さんが言っていました。若い方が来るみたいです。20代後半だとか。自然農法を試みようとしているみたいです。

藤田 そうなんだ。初めはうちも周りの農家さんから無農薬栽培にかなり反対されたし嫌がられた。きっとその人も苦労するんだろうな。

千代 だからこそ隣の農地を借りたみたいですよ！ どうやら、以前マルシェでうちの野菜を買って名前を覚えてくれたようで。農薬不使用の農地の隣なら自然農法もやりやすいって考えたんじゃないでしょうか。

藤田 覚えていてくれたことは嬉しいけど、どうかなあ。うちもかなり初めは土の状態に苦労したしね。結局動物性の肥料をかなり入れないとダメだったし、納得いく状態に至るまで5年以上かかったからね。この地域で自然農法は、かなり我慢強くないと難しいと思うけどな。

千代 でも我慢して年月を重ねていけば、どうにかなる可能性もありますよね。まだ若いみたいだし、石の上にも3年、みたいな。

藤田 3年どころじゃないだろうね。それに、本人だけが我慢すればいいわけじゃないんだよ。経済的な面で家族や周りの人に迷惑をかけるかもしれないし、収量が安定しなければ取引先もつかないし。

千代 経済面ですね。確かに根性論じゃどうにもならないですね。

藤田 うまく農業次世代人材投資資金とか補助金を活用すればどうにかなるのかなあ。

千代 以前の青年就農給付金ですね。私も当時受給しようか悩んでいました。

藤田 ただ、給付を受けるには経営計画を明確にする必要があったり、計画どおりにできているのか立ち会い調査があったり、簡単なものではない。それに、受給期間中はいいけど、

ど、受給が終わったり枠組みから外れたりすると、経営していけなくなるケースも多く生まれているんだ。給付金に甘んじている状態になりがち印象があるんだよね。

千代 そういうイメージは確かにありますね。たしか藤田社長も青年就農給付金受けていましたよね。

藤田 うん。だからこそ生半可な気持ちでは受けない方がいい。僕も最初は覚悟が足りなかったから、散々だった。まさか5年間も土が良くならないとは思っていませんでしたから

ね。もちろん経済面では給付金に助けられたけど、その分、甘さも生まれたと思う。まあ、僕の意志が弱かっただけなのかもしれないけどね。

千代 いや、言いたいことはすぐわかります。とにかく、生半可な気持ちではダメだということですね。

今度本人が挨拶に来るので、その時にきつと相談されると思いますよ。

藤田 そうだね。新規就農しようという前向きな若者は気になるし応援したいから、真剣に向き合おう。

今回の執筆者  
藤田 拓哉

(有)人事・労務  
行政書士/  
特定社会保険労務士



(有)人事・労務にて、社会保険労務士・行政書士として法的な観点から、農業分野を中心に活躍。特に、農業の特性を踏まえたマイナンバー制度対策や、農地法に関連する手続きのサポートに定評がある。コラム「今後の日本の農産物の海外市場への輸出可能性を考える」なども執筆。

# ▶ 本気の農業経営者を応援する「農業次世代人材投資資金」 ◀

本誌昨年10月号で紹介した「農の雇用事業」は、農業法人等が新規就農者である雇用者等に対して実施する研修に対して給付されます。対して「農業次世代人材投資資金」は新規経営者に対する生活補填が主たる支援です。それぞれ相違がありますが、目指すところは日本農業の発展に他なりません。

これから新規就農を考える皆様は、これらの制度を適宜有効に活用して事業運営をしていきたいものです。

## 農業次世代人材投資資金とは？

### 制度の概要

次世代を担う農業者を志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資するため、都道府県及び市町村が実施主体となり、新規農業経営者を支援する制度です。

この給付金は「経営準備型」と「経営開始型」に分かれます（下図参照）。「経営準備型」については、都道府県が認める研修機関等において研修を受ける者に対して、資金を支援します。また、「経営開始型」は経営開始直後の新規就農者に対して、生活支援として資金を交付する事業になります。仮にこの制度を最大限活用できたとすると、年間150万円を7年間、トータル1,050万円を受給できることとなります。

### 各種特例制度の数々

農業次世代人材投資資金では、生活に密着した支援であるため、各種特例制度が設けられています。「経営準備型」では国内2年の研修を受けたのち、海外研修を行なう場合、交付期間が1年延長されます。これは、農業先進国の文化や農法など新しいものを取り入れるチャンスとなります。

### ■新規就農に対する支援制度

|      | 農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）                                                                                                                                           |                                                                                                                                             | 農の雇用助成金                                                                                                                              |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイプ  | 経営準備型                                                                                                                                                           | 経営開始型                                                                                                                                       | 雇用就農者育成タイプ                                                                                                                           |
| 上限年齢 | 原則 50 歳未満（就農予定時）                                                                                                                                                | 原則 50 歳未満（独立就農時）                                                                                                                            | 原則 50 歳未満                                                                                                                            |
| 最長期間 | 2 年                                                                                                                                                             | 5 年                                                                                                                                         | 2 年                                                                                                                                  |
| 助成額  | 150 万円（年間）                                                                                                                                                      | 150 万円（年間）                                                                                                                                  | 120 万円（研修 1 人当たり年間）                                                                                                                  |
| 経費等  | 独立前、技術などを習得するための研修等                                                                                                                                             | 就農直後の生活支援                                                                                                                                   | 雇用就農者の確保と定着を促進                                                                                                                       |
| 主な要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県が認めた研修機関等で概ね 1 年以上研修を受けること</li> <li>●研修終了後 5 年以内に経営を継承するかまたは農業法人の共同経営者になること</li> <li>●常勤の雇用契約を締結していないこと等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●独立・自営就農であること</li> <li>●市町村が作成する人・農地プランに位置付けられていること</li> <li>●青年等就農計画書を作成し一定の基準に適合していること等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険等に適正に加入していること</li> <li>●研修指導者を置いていること</li> <li>●1 週間の所定労働時間が年間平均 35 時間以上（対象者）</li> </ul> |
| 支援機関 | 都道府県                                                                                                                                                            | 市町村                                                                                                                                         | 全国の農業会議所                                                                                                                             |

また「経営開始型」では、夫婦での経営なら合わせて 1.5 倍の給付金（合計 225 万円）の支給されます。複数の新規就農者が法人を設立した場合も、それぞれ 150 万円ずつ支給され制度上も共同経営を推奨しています。

## 申請における注意点

### 受給したら終わりではない！

有効活用できれば、非常に魅力的な制度ですが、一定の場合に返還の制度があります。冒頭に「本気」と表記したのは、この意味合いが強くあります。例えば、交付金の支給を受けたら、その期間分について農業に従事しなければならないこと（できない場合は返還等の措置がある）、前年所得が 100 万円を超えたら徐々に減額され、350 万円を超えたら支給停止になること（「経営開始型」）が挙げられます。

このことから、交付金の申請には、申請者のビジョンに基づくある程度具体的な計画が必要になってくるでしょう。

### 「本気」の志が問われる

農や農業経営に対する思いは人一倍強いが、実務や経験、知識がまだまだ足りない——このような方にとって、この給付金は、とても有意義だと思います。もちろん、返還制度の問題や行政への報告など手間がかかることはありますが、受給金額などを考えると致し方ない部分もあるかと思います。

また、この給付金に限らず、農業の給付金は単なる書類の形式審査だけではなく、当事者の主観的な思いも対象になります。これまで見てきたように、農業への「本気」の思いとその行動を起こす人が、最大限の支援を受けられる制度と呼べるでしょう。